

## 氷見市インバウンド受入体制強化事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付要綱（昭和44年氷見市規則第12号。以下「規則」という。）第22条の規定に基づき、氷見市インバウンド受入体制強化事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 観光事業者 市内で観光の振興を目的とし、インバウンドを対象としたサービスを継続的に提供する旅行業、宿泊業、観光施設事業、道路旅客運送業、飲食店業、小売業等の事業を営む者、及び、体験サービスを提供する製造業等の事業を営む者、又は、市長が市内の観光に資すると認める者をいう。

### (補助金の交付)

第3条 氷見市長（以下、「市長」という。）は、インバウンドの受入体制の整備促進を図るため、市内の観光事業者（国又は地方公共団体が管理運営する事業者を除く。）が行うインバウンド受入体制の整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に本店又は支店、事務所等を有する法人又は個人事業主である観光事業者  
(2) 市税を滞納していない者  
(3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、観光事業者が行う次の事業（以下「補助事業」という。）の実施に要する経費とする。

(1) 外国人観光客の利用に供するWi-Fi等のLANの整備・更新  
(2) カード決済等のキャッシュレス決済の導入  
(3) AI音声翻訳機（付属品を含む。）の購入  
(4) 施設内等の多言語表示案内板の設置  
(5) 外国語版パンフレット、指差し会話集、外国語対応ホームページの作成  
(6) 外国語番組放映の導入

(7) 外国人旅行者受入れのための従業員に対して行う語学研修等

(8) その他外国人旅行者の受入体制整備に必要と認められる事業

2 前項の補助金の交付の対象となる経費について、同一事業でこの要綱に基づく補助金又は国、県、市の類似の補助金等の交付を受ける場合は、本補助金は交付しない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費の2分の1以内とし、500,000円を限度とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 本補助金の交付申請は、当該年度につき1回に限るものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、氷見市インバウンド受入体制強化事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付すことができる。

(補助金の変更の申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業等の内容を変更し、又は中止し、廃止しようとするときは、速やかに氷見市インバウンド受入体制強化事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならぬ。ただし、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容の可否を決定し、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となつたときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告、額の確定及び支払い)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から30日以内又は当該年度の末日の

いずれか早い日とする。

3 市長は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けた後も継続して外国人旅行客の積極的な受入れに取り組み、市のインバウンド推進施策に協力するよう努めるものとする。

(調査)

第12条 市長は、補助金に関し必要があると認めたときは、補助事業者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に反したとき
- (2) この要綱の規定により市長に提出した申請書等に偽りの記載があったとき
- (3) その他補助事業に関連して、不正の行為があったとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部または一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金の返還を命ずることができる。

(補助金調書等)

第14条 補助金に関する帳簿及び証拠書類は、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(氷見市Wi-Fi等整備支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 氷見市Wi-Fi等整備支援事業補助金交付要綱（平成27年3月17日制定。次項において「旧要綱」という。）は、令和7年3月31日をもって廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

- 3 この要綱の施行の日以後に行われる旧要綱の規定に基づく手続きその他の事務については、なお旧要綱の規定の例による。